

ご家族/お友達 ご紹介プログラム



プログラム概要



プログラム名称	ご家族/お友達ご紹介プログラム【店頭でのご参加】
プログラム内容	当行とはじめてお取引いただく方をご紹介いただき、条件を満たした場合、ご紹介者さま、ご紹介を受けた方それぞれに1,000円のキャッシュバックをさせていただきます。
対象者	【ご紹介者さま】 ・当行とお取引のある個人のお客さま 【ご紹介を受ける方】 ・上記ご紹介者さまからの紹介を受け当行とはじめてお取引を開始する個人のお客さま
参加方法	必要事項の記入された「 ご紹介カード 」をご提出の上、ご紹介を受ける方が、当行営業店にて、以下①②のお取引を実施すること。 ①新規円普通預金口座開設 ②口座開設の翌月最終営業日までに1契約200万円以上かつ契約期間1年以上の円定期預金の作成
キャッシュバック条件	【ご紹介者さま】 ・口座開設の翌月最終営業日時点で、当行円普通預金口座を保有していること。 【ご紹介を受ける方】 （以下2つを共に満たすこと） ・口座開設の翌月最終営業日時点で、当行円普通預金口座を保有していること。 ・口座開設の翌月最終営業日時点で、当行円預金残高が200万円以上であること。 ※ご紹介者さま、ご紹介を受ける方のどちらか一方でも上記条件を満たさない場合、両者ともに、キャッシュバックの対象外となります。
キャッシュバック上限	10人までのご紹介をキャッシュバックの対象とさせていただきます。
キャッシュバック時期	口座開設の翌々月末までに、ご紹介者さま/ご紹介を受けた方名義の当行円普通預金口座に入金いたします。
その他	・本プログラムの主催者は株式会社SBJ銀行です。 ・「ご紹介カード」に記載の事項が、当行に登録されている情報と異なる場合、紹介プログラムの対象外となる場合がございます。 ・ご紹介を受けた方が既にほかのご紹介者さまから紹介を受けている場合等、複数のご紹介者さまからご紹介をいただいた場合、ご紹介者様は1人のみ対象となります。 ・ご紹介者さま、ご紹介を受ける方のどちらか一方でも本プログラムのキャッシュバック条件を満たしていない場合は、ご紹介者さま、ご紹介を受ける方のどちらについてもキャッシュバック対象外となります。 ・キャッシュバック時点で普通預金口座に制限がかかっている場合や普通預金口座を解約された場合は、当該お客さまについて、キャッシュバック対象外となります。 ・家族名義の当行間の預け替えは対象外となります。 ・ご紹介を受けた方が、「ご紹介カード」をご提出いただけない場合は、ご紹介者さま、ご紹介を受ける方ともにキャッシュバックの対象とはなりません。また、口座開設後に「ご紹介カード」をご提出いただいた場合もキャッシュバックの対象とはなりません。 ・本人さま以外のお申込み状況、お取引状況についてのお問い合わせは、個人情報保護の観点からお答えできません。 ・名義貸しや名義借りが判明した場合、本プログラムの対象外となります。 ・受け取られたキャッシュバックに対し課税が生じ、確定申告が必要となる場合があります。詳しくは所管の税務署等にご相談ください。 ・本プログラムは、当行の都合により予告なく中止、又は内容を変更する場合があります。 ・プログラムの詳細は店頭または当行ホームページにてご確認ください。

2025年9月11日(木)現在

お問い合わせはコールセンターまたは最寄りの支店まで 《コールセンター》0120-015-017（通話料無料）《受付時間》平日9:00~17:30